

令和6年度 6月補正予算の概要

令和6年6月3日

令和6年度一般会計6月補正予算の概要

補正前の予算額

1, 193億4, 441万円

補 正 額

11億6, 568万円

補正後の予算額

1, 205億1, 009万円

【対前年度同期比 43億2, 331万円（3.7％）の増】

令和6年度一般会計6月補正予算 主な事業

海浜公園内陸上競技場改修事業①

陸上競技大会や記録会が開催可能な第3種公認陸上競技場かつ、多目的なスポーツが実施できるフィールドを備えた施設への改修に係る実施設計等

6,644万円

海浜公園内陸上競技場は平成元年に供用開始した市内唯一の市営陸上競技場
公認の陸上競技場ではなく、施設・設備の老朽化が進行

広域的な大会は他市施設へ流出
市内の児童生徒を対象とした陸上競技大会・記録会も全て市外で開催

【令和4年12月 津市スポーツ施設整備計画策定】

中心市街地に近接して位置する既存競技場を大規模スポーツ大会やスポーツ合宿を呼び込むための屋外スポーツの拠点施設として再構築

令和6年度一般会計6月補正予算 主な事業

海浜公園内陸上競技場改修事業②

鳥瞰図(イメージ図)&主な改修内容

トラック部分
クレー舗装⇒全天候型舗装

メインスタンド棟
既存の建物を活用した
内外装等の改修

16種類の競技に対応可
能なAIカメラを整備
⇒遠隔指導・試合分析、
試合のライブ配信が可能

電子写真判定棟の新設

照明設備の新設
⇒夜間の利用ニーズに対応



会議室等の機能を兼ね備えた
管理棟の建て替え(2階建て)

駐車場の拡張
(62台⇒約300台)

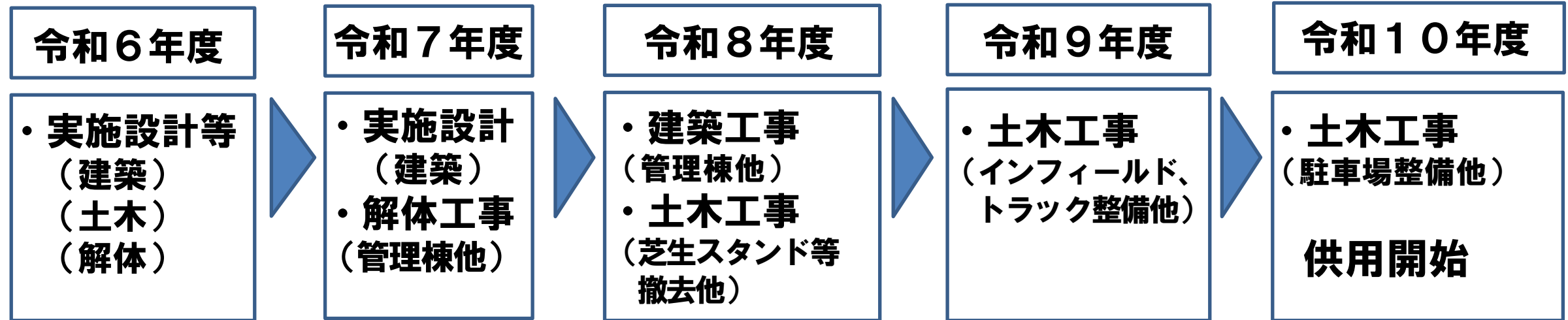
フィールド部分
天然芝⇒投てき競技が
可能な人工芝

ウォーキングロード
(外周路)の再整備

令和6年度一般会計6月補正予算 主な事業

海浜公園内陸上競技場改修事業③

スケジュール(予定)



※測量調査業務等は令和6年度当初予算にて対応

※利用休止期間は令和7年度の解体工事(管理棟他)から令和10年度の供用開始まで

全体事業費

約24億7,000万円

財源には国のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)を活用
(補助率は対象経費の1/2)

令和6年3月28日に事業採択内示(国当初予算分として県内初)

令和6年度一般会計6月補正予算 主な事業

桃園駅付近公共自転車等駐車場整備事業

駅付近に2か所の公共自転車等駐車場
(収容可能台数合計30台)

2,904万円

慢性的な収容台数不足で、市道上に自転車等がはみ出して駐車

駅に近接した場所に150台収容可能な公共自転車等駐車場を整備

スケジュール

令和6年7月～9月 用地取得
令和6年10月～12月 設計、鉄道事業者協議
令和7年1月～ 整備工事
令和7年7月 供用開始

桃園駅

- 平成30年3月から急行が停車
- 乗車人員

H29年度	H30	R元	R2	R3	R4
100,871人	119,403	122,032	107,339	115,717	124,153



新公共自転車等駐車場
(線路沿い・駅入口から約65m)

令和6年度一般会計6月補正予算 主な事業

価格高騰重点支援給付金給付事業

令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対する給付

5億4,633万円

支給額

一世帯につき10万円（4,800世帯(見込)）

当該世帯の世帯員である18歳以下の児童一人当たり5万円（690人(見込)）

新型コロナワクチン定期接種事業

予防接種法に基づく新型コロナワクチンの定期接種

4億8,572万円

接種時期

令和6年度秋期から冬期(予定)

接種対象

- ①65歳以上の人
- ②60歳から64歳までの人で、重症化リスクの高い人

自己負担額

2,100円（生活保護受給中の人は無料）

令和6年度一般会計6月補正予算 主な事業

災害弔慰金等支給審査委員会設置事業

5万円

災害関連死について、迅速かつ適切に災害弔慰金を支給できるよう、支給審査委員会の委員を委嘱

令和6年第2回市議会定例会に「津市災害弔慰金の支給等に関する条例」を一部改正する議案を提出 災害弔慰金等支給審査委員会設置を規定

条例施行後、委員の委嘱について関係団体と調整
委員構成：委員5人以内（医師、弁護士等識見を有する人）

速やかに常設の委員会を設置し、災害発生後、迅速に審査会を開催できるよう、運営方法や認定基準などを準備

津市ごみ出しサポート収集事業

8月1日より対象者を拡大
本日より申請受付開始！



令和6年6月3日

現行の津市ごみ出しサポート支援事業

要介護認定を受けている人や障がい者認定を受けている人で、日常ごみを既存のごみ一時集積所へ自ら搬出することが困難な世帯を対象に、安全安心で衛生的な市民の生活環境を守るため、日常ごみの戸別収集を令和6年4月1日から実施

対象世帯の要件

要件①

市内居住の
ホームヘルパー
利用者



要件②

介護保険法(平成9年法律第123号)
第19条に規定する要介護認定の
要介護3から5までの認定を受けている人

または

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
別表に規定する**肢体不自由1級または2級、
視覚障害1級または2級**の人



要件③

単身者

または

要件②対象者のみの世帯

戸別収集の状況（令和6年4月末現在）

収集体制

環境事業課職員が2名1組、1台の車両にて、
津市ごみ出しサポート支援事業利用者宅を巡回し、
【燃やせるごみ】は週1回、
【燃やせるごみ以外】は月1回の戸別収集を実施

利用者

合計 21世帯(25人)

内訳

- ・ 要介護3以上
単身世帯 10世帯(10人)
単身世帯以外 2世帯(4人、内1人は視覚障害)
- ・ 肢体不自由1級及び2級
単身世帯 5世帯(5人)
- ・ 視覚障害1級及び2級
単身世帯 2世帯(2人)
単身世帯以外 2世帯(4人)

支援事業利用者の喜びの声

■ Aさんの状況

- ・ 津地域在住のAさんは、肢体不自由2級の障害を持ち、ホームヘルパーを利用して生活
 - ・ 自身のごみ一時集積所までごみを出すのは難しく、ホームヘルパーがごみ出しをしているが、ホームヘルパーは毎日利用できるわけではなく、好きなタイミングでごみ出しができない状況であった
- ▶ 令和6年4月から本事業を利用して、この状況が解消

自宅までごみを収集しに来ていただいて、
とても助かってます。
自分の好きなタイミングでごみが出せる
のがうれしいです。



関係者の声と対象世帯見直し検討

介護関係者の声



- ・ 要介護3の人が介護認定更新で要介護2になってしまい利用できない。状態は変わっていないのに…
- ・ 包括支援センターにもごみ出しができないことの相談があるので、利用対象者の見直しを検討してもらいたい

対象者の要件とする
要介護度の範囲
見直しを検討

民生委員の声



- ・ 幼い子どもではごみ出しできないのに、幼い子どもと一緒に住んでいる世帯が支援対象外になるのはおかしい

対象世帯の要件
見直しを検討

ホームヘルパー 未利用者の声



- ・ ホームヘルパーの利用はしていなくても、ごみ出しが困難な人は多いので、真に支援を必要とする人を対象にすべき

ホームヘルパー
未利用者への
要件拡大を検討

津市ごみ出しサポート支援事業の対象を拡大

拡大内容 (8/1～)

- 1 介護認定を受けている方については、「要介護 2 以上」を対象に
- 2 世帯に「こども(高校卒業までの児童)」が含まれていても対象に
- 3 ホームヘルパー未利用者でも、「ごみ出し困難な状況」があれば対象に

対象世帯の要件

要件①

市内居住者で

ホームヘルパー
利用者

または

ごみ出し困難な
状況の人



要件②

介護保険法(平成9年法律第123号)
第19条に規定する要介護認定の
要介護2から5までの認定を受けている人

または

身体障害者福祉法(昭和24年法律第2
83号)別表に規定する肢体不自由1級
または2級、視覚障害1級または2級の人



要件③

単身者

または

要件②対象者
のみの世帯

または

要件②の対象者と
こども(高校卒業まで
の児童)のみの世帯

ごみ出し困難な状況とは

1 ごみ一時集積所までの経路の状況

- ① 自宅からごみ一時集積所までの距離が離れている(100m程度以上)
- ② 幹線道路など、交通量の多い道を横断する必要がある
- ③ ごみ一時集積所までの経路の中に、階段や急こう配の坂道がある

2 ごみ一時集積所の状況

- ① ごみ一時集積所が車道にあり、ごみ出しが危険である
- ② ごみ一時集積所の門扉の開閉に負担がかかる

3 支援対象者の状況

- ① ほぼ常時車いす利用や、病気の特徴から移動に負荷がかかる
- ② 病気や妊娠等により、一時的にごみ出しが困難である



市職員の調査により、1～3のような状況があると見られる場合に
「ごみ出し困難な状況」と判断

想定世帯数（対象者拡大）

要介護認定者

要介護 2	2,893人（うちヘルパー利用者数	783人）
要介護 3	2,353人（うちヘルパー利用者数	485人）
要介護 4	2,414人（うちヘルパー利用者数	458人）
要介護 5	1,562人（うちヘルパー利用者数	328人）
計	9,222人（うちヘルパー利用者数	2,054人）

※令和6年3月末現在

身体障がい者

肢体不自由1級	982人（うちヘルパー利用者数	135人）
肢体不自由2級	1,045人（うちヘルパー利用者数	41人）
視覚障害者1級	252人（うちヘルパー利用者数	14人）
視覚障害者2級	201人（うちヘルパー利用者数	2人）
計	2,480人（うちヘルパー利用者数	192人）

※令和6年3月末現在

対象拡大による 想定対象世帯

【要介護認定者】



【身体障がい者】



対象者拡大スケジュール

	令和6年4月～	令和6年6月3日～	令和6年8月1日～
従前の 戸別収集	戸別収集実施		
	申込受付（現行の対象者）		
対象者 拡大	申込受付(対象者拡大後)		
	● 広報津7月16日号へ対象者の拡大について掲載		対象者拡大を実施

申請の手続き

申請に必要な書類

① 申請書(様式1) ② 承諾書(様式2) ③ 介護認定・障害認定の内容がわかる書類

様式1 (第5関係) 津市ごみ出し支援事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所
氏 名
電 話

(〒)

住 所
氏 名
電 話

代理人 氏 名
電 話

※自宅でない場合は、記名と押印が必要です。

津市ごみ出し支援を受けたいので、津市ごみ出し支援事業に関する実施要綱第5に基づき、次のとおり申請します。

記

1 支援を受ける世帯	
住所	
代表者(世帯主等)の氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
連絡先(電話番号等)	
介護区分・障がい程度 (○で囲む)	要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5 肢体不自由1級 ・ 肢体不自由2級 視覚障害1級 ・ 視覚障害2級
代 理 人	氏 名
住 所	申請者との関係
	電話番号

様式2 (第5関係) 承諾書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所
氏 名
電 話

※自宅でない場合は、記名と押印が必要です。

介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定のうち要介護3から5、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に規定する肢体不自由1級又は2級、視覚障害1級又は2級の障がい者のみで構成される世帯への津市ごみ出し支援事業を申請するに当たり、申請者及びその同一世帯の住民情報・介護保険情報(障がい情報を含む。)に係る個人情報について、市環境政策課職員が市関係各課(市民部市民課、健康福祉部障がい福祉課及び健康福祉部介護保険課)の職員から申請条件を確認するため、当該個人情報提供を受けること、及び市環境政策課職員が当該知り得た情報を津市ごみ出し支援事業に関わる市関係各課(環境部環境事業課、健康福祉部障がい福祉課及び健康福祉部介護保険課)の職員に提供することについて承諾します。

※要件の確認、住民基本台帳等の個人情報提供の承諾書

介護保険被保険者証の写し

または

身体障害者手帳の写し

④ ホームヘルパーの利用がわかる書類

介護保険利用契約書の写し等

※申請書類のうち、指定の様式(様式1、様式2)は、津市ホームページからダウンロードできます

申請後の流れ

環境政策課及び各総合支所へ申込後、環境政策課が申請書類をもとに内容確認を行い、利用が必要と認められる方に「利用決定通知書」を発行。併せて利用者ごとに回収日をお知らせ。申請から戸別回収実施まで2週間ほど要しますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ・申し込み先

事務担当

津市環境部 環境政策課
資源循環推進担当

〒514-8611

津市西丸之内23番1号（本庁舎6階）

電話

059-229-3258

Eメール

229-3139@city.tsu.lg.jp

